

日本製薬団体連合会 御中
プラスチック循環資源法セミナー

プラスチック循環資源法施行に伴い 現場は何をする？

2023年2月22日

日本環境開発株式会社

1.環境関連法令遵守はSDGsの第一歩

①企業の基本的責任

ESG、SDGs、環境、統合報告書など企業はより広い視野での活動及び報告が求められています。

特にSDGsは法令全般の遵守を第一に求めています。

SDGsの企業行動指針「SDG Compass」

ステップ1『企業の基本的責任』に記載があります。

「企業の規模、セクター、進出地域を問わず、

すべての企業が関連法を遵守し、国際的に定められた

最低基準を維持し、普遍的な権利を尊重する責任を

有する」

つまり、環境関連法令を含めた法令遵守はSDGsの第一歩です。

SDGsには積極的に取り組んでいるが、環境関連法令の遵守

には自信がないでは本末転倒です。



1.環境関連法令の遵守はSDGsの第一歩

②環境関連法令徹底調査のスタート

弊社は昭和52年4月産業廃棄物の収集運搬会社として設立。その後、43年に渡り産廃処理業界に携わっております。その経験を活かし12年前環境法の中でも最も厳しいと言われる廃棄物処理法を中心とした調査を始めました。環境法には定義はありませんが、対象範囲をひろげ、消防法、労安法、高圧ガス保安法等も含め、今では環境関連法令12分類85法令までに拡大しております。又、一般的なコンサルタントによくある「あるべき論」ではなく、エビデンス（証拠）に基づく「具体的な改善策」をご提示することを心掛けています。

③日本環境開発(株) SDGsの取り組み



- ・食品残渣の有効利用を畜産農家、飼料事業者、行政農業機関や大学機関との共同開発をしております。
- ・引取先のフードロス「0」を目指しております。



- ・環境関連法令調査サービスの労働安全衛生法調査を行うことで企業の設備面から労働安全を促進し健康的な職場環境作りに貢献する。
- ・2017年2月に認定された健康経営優良法人を継続し、社員のさらなる健康増進を図る。



- ・製造行程より不要物として扱われる廃棄物の有効利用を進めることで製造業のつくる責任つかう責任に貢献する。廃棄物由来飼料・資材など再生資源を活用することはAction1415への貢献にもなります。



- ・環境関連法令調査サービスを製造業を中心とした大企業へ導入し法令遵守の徹底により海陸の豊かな環境を守る活動をします。
- ・廃棄物由来飼料、資材など再生資源を活用することで海陸資源の省資源化に貢献する。



- ・環境関連法令徹底調査セミナーやコンサルを通じた数多くの企業様とのパートナーシップによりSDGsの啓発を行っております。
- ・産官学共同研究により廃棄物の有効利用方法を開発し、環境負荷の低減を行う。



2. 令和4年4月1日以降の法改正について

・プラスチック資源循環法(2022/4/1施行)

プラスチックの使用削減、リサイクル向上のため

<https://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-40b/ref04.pdf>

設計・製造段階、販売・提供段階、排出・回収・リサイクルの段階まで、プラスチックのライフサイクル全体での「3R+Renewable」によりサーキュラーエコノミー（循環型経済）への移行を推し進めるための法律。

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

・騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の改正(2022/12/1施行)

今回の改定は一部緩和される内容（メーカー申請が条件）

空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）

振動規制法の規制対象外となるコンプレッサー（低振動型圧縮機の指定に関する規定）

※工場及び事業場における通常の運転状態において、当該圧縮機から5 m離れた地底における振動が60dBを超えないとみなされるものとして、機器の圧縮方式がスクリー式のもので低振動型圧縮機の関する規定の型式指定を受けたもの

2. 令和4年4月1日以降の法改正について

・フロン排出抑制法(2022/ 8 /22施行) 事務連絡

簡易点検の代わり、常時監視システムによるデータに置き換えることができる

フロン排出抑制法が8月22日付で改正され、IoTを伴う常時監視システムによる簡易点検への代用が認められることになりました。

これまではフロン類を使用している**業務用冷凍冷蔵空調設備の全てに、3ヶ月に1度の簡易点検が機器のユーザーへ義務付けられており、それが大きな負担となっていました。**今後はこれまで**目視で実施・保管していた簡易点検を、IoTによる常時監視システムによるデータの蓄積に置き換えることが可能**となります。

<https://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/theme/bushitsu/furon/documents/kanrisyahandankijyun040822.pdf>

3. 廃プラスチック類の現状について 以前：

買取輸出

廃プラスチック類

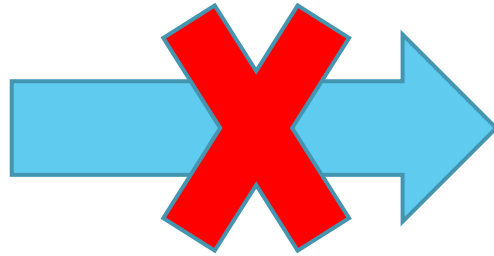


中国国内でマテリアルリサイクルへ

※東南アジアのバージンプラスチックより、日本製の廃プラは成分純度が高く需要があった。

現状（従来）： 買取輸出

廃プラスチック類



日本国内で **産業廃棄物処理**

2020年1月に中国への廃プラの輸出禁止

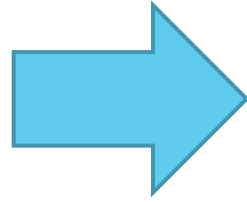
以前はマテリアルリサイクル出来て、買取によりコストも抑制とCo2削減にも寄与。
現状では産業廃棄物処理に代わり、コストアップになり、Co2の増加。

3. 廃プラスチック類の現状について

最近（新しい買取）：買取

国内工場にて

廃プラスチック類



国内加工し、ペレット化



中国へ輸出する

素材別のペレット製品

対象廃棄物

- ・プラスチックパレット（バージン）
- ・ポリドラム、ポリタンク
- ・バルクコンテナ（IBCコンテナ）
- ・ワンウェイフレコンバック
- ・ボビン、パッケージフィルム等

処置場のネットワークを使用すると、まだ買取する業者はいます。その特徴は国内工場にて廃プラスチック類を洗浄、粉碎、そしてペレット化しています。その出来た製品を中国に輸出しています。（逆有償にて収集運搬しています。）

3. 廃プラスチック類の現状について（買取可能なプラ廃棄物）

以前買取可能だった**PPバンド**、**ストレッチフィルム**は**圧縮梱包を条件**に一回の排出量を2～3tぐらいにならないと引き取らない。



・プラスチックパレット（プラパレ）

買取対象

割れ、カケ



スプレー、ペンキ



汚れ



断裂、分断



ポリタンク



ポリバケツ



ポリドラム



バルクコンテナ



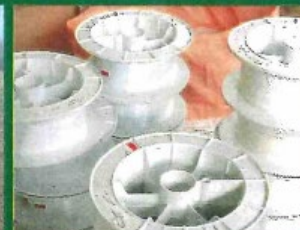
カゴ



オリコン



クレート(飲料ケース)



ポビン



トレイ



廃棄パッケージ



フレコンパック



製品デッドストック

3. 廃プラスチック類の現状について PTPシートの再資源化について

現状： 医薬品製造工場や製薬工場から廃棄物として、排出され、年間数千トンが焼却処分のうえ埋立処理されています。

近い将来： オリックス環境(株)船橋工場をはじめ、**全国のネットワーク企業でマテリアルリサイクル**が始まる。（2023年4月以降に許可証が認証予定）

現状はテスト中です。焼却処理よりコストダウンになる。（2022年11月21日付循環経済新聞より）

プラとアルミの分離が出来る **P T P 剥離機**を開発している。

（大同樹脂と提携開発）

■PTPマテリアルリサイクル



4. プラスチック新法に伴い、現場は何をする？

- ▶ 産業廃棄物を再生利用（リサイクル）の有価物にしましょう。
- ▶ 逆有償を利用しましょう。
- ▶ 現状の処理業者との排出割合の見直しはするもそのままお付き合いする。
- ▶ 2社、3社の相見積もりを取り、最終的には複数購買をする。
- ▶ 産廃の許可を有し実務行っている業者、処理場のネットワークが豊富な業者にご相談する。
- ▶ 関東1都5県（千葉県、神奈川県、茨城県、埼玉県、栃木県）お客様は是非ご相談ください。

▶ 仲介業者を利用する注意点

- ・ 仲介業者、コンサル会社は、収集運搬処理業者に実務のみならず責任まで丸投げしているケースがある。
- ・ 産業廃棄物処理業の許可証を持たない仲介業者、コンサル会社は、欠格要件に該当する可能性もある。
(産業廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可証を持った業者は欠格要件に該当しない。)
- ・ 仲介業者を通して処理費を支払う場合、仲介業者が支払い不能になった時でも、排出事業者の責任は免れないこともある。

4.プラスチック新法に伴い、現場は何をする？

▶ 逆有償とは

A：排出物が完全有価物になる場合・・・企業③が自ら収集運搬し代金を企業①に支払う場合

B：排出物が逆有償になる場合・・・・・・・・・・企業②が収集運搬をし、企業③が代金を企業①に支払う場合

※ 0 円の場合は廃棄物

企業②は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要、企業③は産業廃棄物処理業の許可は不要（**B**）

企業①と企業②は産業廃棄物委託処理契約書の締結が必要（**B**）

企業①と企業③は売買契約書の締結を推奨（**A, B**）

企業②が、企業③に排出物を渡すまでのマニフェストの運用（A、B1、B2票のみ）（**B**）

企業③は納品書を発行（**A, B**）

※平成17年3月25日の環境省の告示と通達の中で、「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化でも明記されてましたが、再度、平成25年3月29日に、環境省の規制改革通知で、改めて逆有償について明確になりました。



6.環境関連法令徹底調査料金

①環境関連法令コンサルテーション

1工場当たり 通常コンサル料金：3,000,000円～（税別）※1

特典：今回のセミナーご参加企業様へ

1工場当たり コンサル費：**2,500,000円～**（税別）※1

宿泊費・交通費などは全て実費とさせていただきます。

※成果物の作成期間は約6ヶ月間、残り6ヶ月間は法律の相談やチェックシートのご質問等のご対応をさせていただきます。

※1 最低金額です。対象工場の大きさ50,000㎡を基準にしております。大きさ、設備、ユーティリティの規模や数量によっても別途お見積りさせていただきます。

②限定環境関連法令コンサルテーション

ex:廃掃法、労働安全衛生法、消防法の3法令の場合

1工場当たり コンサル料金：**1,800,000円～**（税別）※1

宿泊費・交通費などは全て実費とさせていただきます。

③環境関連法令の研修プログラム

E-ラーニング型式&習熟度テスト実施と現場監査研修

1事業所当たり コンサル料金：**1,300,000円～**（税別）※1

宿泊費・交通費などは全て実費とさせていただきます。

④環境関連法令の法改正情報提供サービス

・各省庁のメルマガやホームページを確認し、貴社に適合している法改正情報をご提供します。

月々50,000円×12か月＝600,000円（税別）※2

※2 1年単位のご契約となります。